令和７年度県内芸術家ロビーコンサート実施要項

１　趣旨

県民に身近な場所で芸術文化の鑑賞に親しむ機会と新進・若手アーティストの発表の場の拡大を図る。

２　事業名

この事業の名称は、「県内芸術家ロビーコンサート」とする。

３　主催者

公益財団法人兵庫県芸術文化協会 （以下「協会」という。）及び兵庫県内においてロビーコンサートの開催を希望する芸術文化施設等（以下「地元主催者」という。） とする。

４　事業内容

(1) 鑑賞者

一般県民を対象とする。

(2) 開催時期

令和７年６月～令和８年３月

(3) 会場

兵庫県内の市民会館、町民会館、文化ホール等の芸術文化施設その他演奏が可能な施設とする。

(4) 種目

室内楽、声楽、器楽、邦楽等の音楽全般

(5) 出演者等

兵庫県在住、又は兵庫県を主な活動拠点とする、ひょうごアーティストサロンの登録アーティストの中から、地元主催者が希望する内容により、出演者をひょうごアーティストサロンが選定する。

また、地元主催者は、ひょうごアーティストサロンに対し、出演を希望するアーティストを要望することができる。

なお、地元主催者から要望があり、かつ公演を実施するうえで必要であると判断した場合に限り、ひょうごアーティストサロンは共演者及び伴奏者を登録アーティストの中から、追加で選定することができる。（最大３人まで。）

(6) 公演の内容

①　入場無料のコンサートとする。

②　演奏時間は３０分程度とする。

③　公演回数は１施設１日１回を限度とする。

(7) 募集件数

２０件程度

５　出演料

　　協会は、出演者に対して、出演料として公演１回あたり３万円（源泉所得税額及び消費税額等を含む。以下同じ。）を支払う。

　　また、共演者及び伴奏者を伴う公演の場合には、協会は１人あたり１万円を加算して出演者に支払う。（出演者分とあわせて６万円を上限とする。）

６　業務の役割分担

　　公演にかかる業務の役割分担は、別表のとおりとする。

７　経費負担

(1) 協会は、出演料の支払いに関する経費を負担する。

(2) 地元主催者は、(1)以外の実施にかかるすべての経費を負担する。

８　実施手続

(1) 本事業の実施を希望する地元主催者は、別に定める期日までに「県内芸術家ロビーコンサート相談受付票」（別紙）により、ひょうごアーティストサロンと出演者等を調整したうえで、別紙「令和７年度県内芸術家ロビーコンサート実施申請書」（様式１）を協会に提出する。

(2) 協会は前項により提出された書類を審査し、実施の可否を決定し、別紙「令和７年度県内芸術家ロビーコンサート実施決定通知書」（様式２）により地元主催者に通知する。

(3) 地元主催者は別紙「令和７年度県内芸術家ロビーコンサート実施誓約書」（様式３）を協会に提出する。

(4) 協会は前項について提出された書類を確認したうえで別紙「令和７年度県内芸術家ロビーコンサート出演決定通知書」（様式４）により出演者に通知するとともに、別紙「令和７年度県内芸術家ロビーコンサート出演契約書」（様式５）を出演者と締結する。

(5) 地元主催者は、公演終了後２週間以内に別紙「令和７年度県内芸術家ロビーコンサート実施報告書」（様式６）を協会に提出する。

(6) 出演者は、公演終了後すみやかに協会に請求書（様式７）を提出する。共演者及び伴奏者を伴う公演の場合には、出演者以外の全員の委任状（様式８）を協会に提出する。

(7) 協会は、８(5)により提出された書類により公演の実施を確認した後、前項の請求書等に基づき、出演料をすみやかに出演者に支払う。

９　その他

この要項に定めのない事項については、地元主催者、出演者及び協会の協議により決定する。

附　則

　この要項は、令和７年６月１日から施行する。

【別表】

業務の役割分担及び経費負担確認書

◎＝主担当　○＝協力

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 業務内容 | 地元  主催者 | 出演者 | 協会 | 備考 |
| １ | 出演者等の選定 |  |  | ◎ | 共演者・伴奏者を含む |
| ２ | 実施申請書の提出 | ◎ |  |  |  |
| ３ | 誓約書の提出 | ◎ |  |  |  |
| ４ | 出演契約の締結 |  | ◎ | ◎ |  |
| ５ | 出演者控室等の確保 | ◎ |  |  |  |
| ６ | ピアノ調律（必要な場合） | ◎ |  |  |  |
| ７ | 会場設営・場内整理 | ◎ |  |  |  |
| ８ | 受付業務 | ◎ |  |  |  |
| ９ | 当日の進行 | ◎ | ○ |  | アナウンスまたは当日配付する印刷物で本事業の趣旨、出演者、内容（曲目等）について紹介 |
| １０ | 演奏の披露 |  | ◎ |  | 出演に要する楽器（ピアノ等移動がなじまないものを除く）、物品の持参を含む。 |
| １１ | 音楽著作権使用料 | ◎ |  |  | 発生時のみ対応 |
| １２ | 実施報告書の提出 | ◎ |  |  | 写真、印刷物等 |
| １３ | 請求書の提出 |  | ◎ |  |  |
| １４ | 出演料の支払い |  |  | ◎ | 出演者に対し出演料の全額を支払う。 |